

労働相談会

職場のトラブルで悩んでいるときは**労働相談会**をご利用ください。

パワハラや嫌がらせに対応してくれない
会社が団体交渉に応じてくれない
労使関係を改善したい

突然会社から解雇されると言われた
契約の更新が拒否された
残業代が支払われない



10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間

県内3市で開催します！

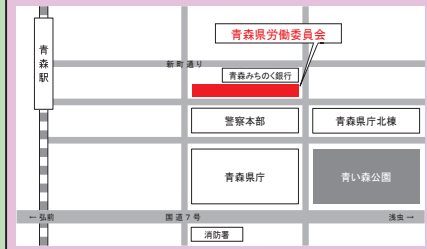


青森市

10/6(火) 13:30~15:30

10/25(日) 10:00~12:00

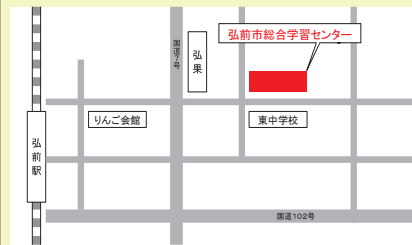
青森県労働委員会
(東奥日報新町ビル4階)



弘前市

10/4(日) 10:00~12:00

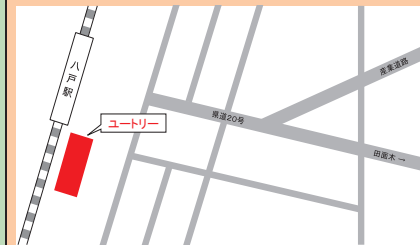
弘前市総合学習センター 2階
(視聴覚室・セミナー室)
弘前市末広四丁目10-1



八戸市

10/18(日) 10:00~12:00

ユートリー 4階
(情報室・研修室)
八戸市一番町一丁目9-22



**労働相談会は、労働者の皆さんも、事業主の皆さんも、
ご利用いただけます。**

【対象者】県内の労働者、事業主

【対応者】青森県労働委員会の委員

公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）

【費用】無料（お車でお越しの際は、別途駐車場料金が発生する場合があります。）

【秘密厳守】相談内容は一切外部に漏らしませんので、ご安心ください。

【利用方法】直接会場にお越しください。

※予約優先につき、電話予約をおすすめします。

【問合せ先】青森県労働委員会事務局

青森市新町二丁目2-11 東奥日報新町ビル4階

電話番号 017-734-9832、9836

労働相談ダイヤル 0120-610-782

受付時間 平日 8:30~12:00 13:00~17:15

職場の**トラブル**で悩んでいませんか？

解雇 賃金カット 配置転換 懲戒処分 など

そんなときは、労働委員会の
「あっせん制度」を利用できます。

労働委員会とは？ **あっせん制度**って？

労働委員会は、中立・公正な立場から、「労働者個人や労働組合」と「会社や事業主（使用者）」との間の**トラブルを迅速・円満に解決するためのお手伝い**をする県の機関であり、公益・労働者・使用者を代表する委員で構成されています。

解雇や賃金など職場のトラブルでお悩みの方は、労働委員会の委員が労使双方の主張を聴いて調整し、**解決案の提示等を行って解決する「あっせん制度」**をご利用ください。



公益委員
(弁護士、大学教授等)



労働者委員
(労働組合役員等)



使用者委員
(会社経営者等)

中立・公正

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者構成で、**中立・公正**かつ丁寧^①に双方の主張を聴いて調整し、解決案の提示等を行います。

簡単

労働委員会への労働相談後、**申請書を提出するだけ**です。押印不要ですので、**申請書はメールでも提出可能**です。

無料

労働相談やあっせん制度を利用する際の**費用は無料**です。

秘密厳守

相談内容などの**秘密は厳守**します。

【解決例】解雇撤回と解決金の支払

会社から解雇された労働者が解雇の撤回を求めて労働委員会に**あっせん**を申請。



あっせんで、会社が解雇の撤回に応じ、解決金（会社復帰までの賃金相当額の6割）を支払う意向を示したため、労働者が合意して解決した。

お問い合わせはこちら

青森県労働委員会事務局

〒030-0801

青森市新町二丁目2番11号
(東奥日報新町ビル4階)

TEL 017-734-9832
017-734-9836

労働相談ダイヤル

0120-610-782

青森市では労働相談会を**毎月開催**しています。

